

当事業は、内閣府「地域未来交付金（地域未来推進型）」の活用を予定したものであり、交付金採択結果により、今後内容が変更になることがありますので、あらかじめ御了承ください。（令和8年1月7日現在）

令和8年度（2026年度）くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務に係る プロポーザル実施要領

1 業務名称

令和8年度（2026年度）くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務

2 趣旨

本業務は、令和3年度に策定した「くまもとDXグランドデザイン」のビジョン実現に向け、産学官が連携して熊本県内のDXを推進するため設立された「くまもとDX推進コンソーシアム」を運営し、本県におけるDX推進を図ることを目的とする。

3 委託業務の概要

（1）内容

別紙「令和8年度（2026年度）くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務仕様書」のとおり

（2）委託期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

（3）委託限度額

26,934,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、提案にあたっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

（4）対象経費

別紙「令和8年度（2026年度）くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務仕様書」の「5 業務委託に係る経費」に記載する一切の経費。

4 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課 戰略推進班

TEL：096-333-2469

E-mail：dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、全ての構成員について同様とする。

- (1) 「くまもとDX推進コンソーシアム」に加入していること。
※コンソーシアム未加入の企業・団体等は、参加表明書提出期限までに加入すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあたっては、裁判所からの当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあたっては、裁判所から再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

6 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和8年（2026年）1月 7日（水）
(2) 質問書の提出期限	令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時
(3) 質問書の回答期限	令和8年（2026年）1月30日（金）
(4) 参加表明書提出期限	令和8年（2026年）2月13日（金）午後5時
(5) 企画提案書提出期限	令和8年（2026年）2月20日（金）午後5時
(6) ヒアリング審査	令和8年（2026年）2月27日（金）
(7) 選定結果通知	ヒアリング後1週間以内を予定

7 応募手続き

（1）質問及び回答

①質問方法

- ・質問は、質問書【別紙様式1】により電子メールにより提出すること。なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。
- ・メール送信時、件名に「くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務プロポーザル質問」と付記すること。

②提出期限

令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時（必着）

③提出先

「4 担当部局」に同じ

④質問者への回答

令和8年（2026年）1月30日（金）までに、県ホームページにおいて回答を公開するとともに、質問者全員に対して電子メールで回答を送付する。

（2）参加表明書等の提出

①提出書類

以下の書類を電子メールにて送付すること。

ア 参加表明書【別紙様式2】

イ 会社概要【別紙様式3】

ウ 誓約書【別紙様式4】

エ 登記事項証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書）

オ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行されたもの）

　a) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

　b) 都道府県税に未納がないことの証明書

　・熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する、熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書。

　・熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ 事業者の取組に関する申出書【別紙様式5】

※令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記エ、オの書類を省略可能。その場合、様式3の「入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、参加表明書（別紙様式2）及び誓約書（別紙様式4）の提出者は代表となる構成員が担うものとし、会社概要（別紙様式3）のその他特記事項に共同企業体である旨及びその構成員を記載すること。代表構成員以外の構成員の上記エからカまでの書類については、※印の扱いに準拠する。

②提出期限

令和8年（2026年）2月13日（金）午後5時（必着）

③提出先

「4 担当部局」に同じ

④参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）については、書面により通知する。なお、

参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになつたときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（3）企画提案書の提出

①提出書類

ア 企画提案書

- 「7（3）⑤企画提案内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。
- a) 電子データ（PDFファイル形式）とし、日本工業規格A4判で20枚以内（表紙、目次、積算書は除く）、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。
 - b) 企画提案書全体を1ファイルにまとめて提出すること。
 - c) 企画提案書表紙に「件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先（電話番号／メールアドレス）」を記載すること。

イ 積算書（任意様式）

- a) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。
- b) 見積詳細については、別紙「令和8年度（2026年度）くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務仕様書」の「4 業務内容」に定める項目ごとに内訳を記載すること。但し、提案内容に応じて業務項目の追加を認める。
- c) 企画提案書の最終ページの後に添付すること。

ウ その他

「8（2）審査基準」に記載の、熊本県中小企業振興基本条例、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に該当する場合は、事業者の取組に関する申出書【別紙様式5】に掲げる書類を添付すること。

②提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出期限

令和8年（2026年）2月20日（金）午後5時（必着）

④提出部数等

1ファイル

⑤企画提案内容

企画提案書は次の構成とする。

ア) 会社アピール

イ) 仕様書に沿った提案

次の構成で提案することとし、※印の提案を盛り込むこと。

- a) コンソーシアム運営管理に関する業務

※窓口運用方法

※個人情報等の管理、流出防止の対策内容

b) 情報発信・調査に関する業務

※ホームページの運用、活用方法

※情報発信の頻度、手法

c) DX共創アカデミー・マーケット・ラボに関する業務

※中核人材の発掘・育成の具体手法

※勉強会・セミナーの具体内容（テーマ、講師案、開催回数、時期、会場、参加人数）

※オープンイベントの具体内容（テーマ、プログラム、時期、会場、集客目標）

※交流会・ピッティイベント等の具体内容（テーマ、開催回数、時期、会場、参加人数）

※ワーキンググループの具体内容（テーマ案と決定方法、参加企業の募集・選定方法、スケジュール、会場、運営方法）

※自主財源確保に向けた検討案

d) その他

・会員の交流機会促進、会員主体による活動促進等、コンソーシアムの活性化に繋がる取組があれば記載すること

ウ) 業務遂行能力のアピール

※年間の事業スケジュール

※当事業と同様の業務実績

エ) 実施体制

オ) 積算書

8 最適提案者の選定方法

（1）選定方法

プロポーザル方式とする。府内に設置する審査会において提出書類及びヒアリングによる審査を行い、審査会の結果を考慮のうえ、県が最適提案者を決定する。

（2）審査基準

審査基準は別表「審査基準表」のとおり。

各審査員の評価点の平均（各審査員の評価点の合計を審査員数で除した点数：200点満点）と加点項目（最大5点）を合算した点数を総合評価点とし、これが最も高い提案者を最適提案者とする。

ただし、総合評価点が基準点（100点）を下回った場合は採択しない。

なお、加点項目については、熊本県中小企業振興基本条例の趣旨及び持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に基づき、以下の表のとおりとする。該当状況については、提出書類「事業者の取組に関する申出書」【別紙様式5】により評価する。

①熊本県中小企業振興基本条例に定める中小企業者又は小規模企業者であること	5項目のうち1項目該当する場合は1点、2項目該当する場合は3点、3項目以上該当する場合は5点
②熊本県プライム企業の認定を受けていること	
③障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること	
④事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があること	
⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること、またはパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること	

（3）ヒアリング審査の実施

①ヒアリング実施日

令和8年（2026年）2月27日（金）

②ヒアリング方法

提出された企画提案書を使用し、提案内容のプレゼン及び質疑応答により行う。企画提案書提出後の資料の差し替えや追加は認めない。

なお、ヒアリングは非公開とする。実施時間は別途連絡する。

また、オンラインによるヒアリングも可能とする。オンラインを希望する場合は、2月20日（金）までにその旨を申し出ること。

（4）結果通知

審査結果は、参加者に書面で通知する。

9 契約

（1）契約

審査会で最適提案者として選定された者と県との協議により契約を締結する。但し、協議が整わない場合、あるいは最適提案者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議のうえ、契約を締結する。

（2）契約保証金

契約にあたっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。但し、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

10 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

＜熊本県ホームページ＞

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/26/253545.html>

11 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。また、提出された提案書は業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案書の作成・提出及び選考に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。但し、最適提案者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。また、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関するすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (7) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。
 - ・関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ・その他、協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (9) 審査で最高位の評価を受けた者が参加資格を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。この場合、審査会において次点とされた提案者と契約交渉を行う。
- (10) 審査で最高位の評価を受けたものを受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加者が1社のみであった場合でも、本公募型プロポーザルでの選定は実施する。
- (12) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届【別紙様式6】を提出すること。

1.2 問合せ先

〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課 戰略推進班

TEL : 096-333-2469

E-Mail : dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

「審査基準表」

項目	内 容	配 点
1. 企画提案 (160点)	①コンソーシアム運営管理 ・円滑な運営業務が期待できる窓口体制、スケジュール、進捗・課題管理方法となっているか。	10
	②情報発信・調査 ・コンソーシアムの活動が積極的に発信される内容となっているか。 ・会員企業の取組事例、会員が主催するセミナー情報、行政の施策・補助事業情報等、DX推進の参考になる情報発信が検討されているか。	20
	③DX共創アカデミー・マーケット・ラボに関する業務 ・中核人材の発掘・育成方法について、人材像が明確か。また、実現可能かつ効果的な育成手法が提案されているか。 ・勉強会・セミナーについて、DXの理解促進、人材育成に繋がる内容となっているか。 ・オープンイベントについて、テーマ、プログラム、講師案が魅力的な内容か。実施スケジュール、集客方法が十分に検討されているか。 ・交流会・ピッチイベント等について、参加人数、回数、内容が魅力的で実現可能な企画内容となっているか。 ・WGのテーマ決定のプロセス、参加者の募集方法について、実現可能性が十分に検討されているか。また、WGの回数、場所、スケジュール等運営方法が適切か。	100

	<p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の事業実施にあたって、会員の交流機会促進や会員主体による活動促進等、コンソーシアムの活性化に向けた効果的な取組みが検討されているか。 ・自主財源の確保等コンソーシアムの自律的な運営手法が検討されているか。 ・企画内容は、会員がコンソーシアムに参加するメリットを感じられる内容になっているか。 ・くまもとDXグランドデザインで掲げるビジョンの実現に向け、企業・団体内のデジタル化・DX推進にとどまらず、熊本県をデジタル技術でより良くしていくマインドの醸成や仲間集めという視点で企画が検討されているか。 	30
2. 業務遂行能力 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・知識や経験、根拠等に基づいた提案能力があり、企画提案及びプレゼンテーションの内容に説得力があるか。 ・幅広いネットワークを有しており、本事業の遂行のために有効に活用することが見込まれるか。 ・本業務の円滑な運営に向けた年間スケジュール案となっているか。 ・熊本県と連携した事業実施が期待できるか。 	20
3. 実施体制 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に十分な体制が確保されているか(経験や実績を有する者がアサインされるか、あるいはその者からの協力や連携が期待できるか)。 ・熊本県内での活動体制に支障がないか。 	20
計		200